

空き家をお持ちの方で、取り壊し（除却）をお考えの方へ

上越市では、老朽し危険な空き家による近隣への被害を防止するため、空き家の除却を支援しています。

個人が所有する
空き家等が対象です。



■ 特定空き家等除却費補助

- 対象者 特定空き家等の所有者等で低所得者層世帯
- 対象空き家 特定空き家（放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家等）に市が認定または認定見込みの空き家等
- 補助内容 除却・処分費用の1/2を補助（上限50万円）

※ 跡地に3親等以内の人が建築物を建設する場合は、対象になりません。

■ 空き家等除却費補助

- 対象者 空き家等の所有者等
- 対象空き家 跡地が地域活性化（ポケットパーク等）に10年以上供される空き家等
- 補助内容 除却・処分費用の1/2を補助（上限50万円）

※ 補助を受ける場合は、施工業者との契約前に交付を申請する必要があります。

空き家の管理にお困りの方へ

空き家を相続した方や遠方にお住いの方など、ご自身で管理できない方は、ぜひご相談ください。



■ 部分的な管理

- 公益社団法人 上越市シルバー人材センター ☎ 025-522-2812
・主なメニュー … 庭木の手入れ、冬囲い、草取り、草刈りなど
- 一般財団法人 上越市環境衛生公社 ☎ 025-543-4121
・主なメニュー … 草刈り、剪定、ごみ・不用品の分別回収、家屋内清掃など

■ 総合的な管理

- NPO法人 新潟ホーム管理サービス ☎ 025-543-7227
・主なメニュー … 定期巡回、遺品整理、通風・通水、ポスト内の整理など

空き家の所有者の皆さんは、空き家の近隣にお住いの皆さんの迷惑にならないよう、敷地内の果樹等含め、適正な管理をお願いします。

【問い合わせ先】 上越市 建築住宅課 住宅対策係 新潟県上越市木田1-1-3
Tel: 025-520-5786（直通）

裏面もご覧ください

空き家の売却やリフォームなど利活用をお考えの方へ

空き家の有効活用と、市外からの移住・定住を促進に向けた支援を行っています。

■ 空き家定住促進利活用補助

- 対象者 市外からの移住者で、10年以上定住する意思があり、空き家を購入する人または1年以内に購入した人
- 対象空き家 対象者が購入した、または購入予定の空き家
- 補助内容 ①改修費（20万円以上）の1/3を補助（上限50万円）
- 補助加算 ②子育て世帯（妊婦さん含む）、県外からの移住者、市が定める誘導重点区域内への移住者には、それぞれ10万円を加算
③誘導重点区域内の住宅で下水道へのつなぎ込みを行う場合は、工事費の1/3（上限30万円）を加算
④居住誘導区域で改修を行う子育て世帯、県外からの移住者には、さらに上記①～③を合計した額を加算

※ 空き家が所在する町内によっては補助額の加算があります。ぜひ購入前にご相談ください。

※ Uターン者の場合は、当市から転出し1年以上経過した人が対象です。

■ 定住促進生家等利活用補助

- 対象者 自分や親の生家等への市外からの移住者や市内転居者で、その生家等に10年以上定住する意思がある人
- 対象空き家 対象者または2親等内の親族が所有する生家等
- 補助内容・補助加算 『空き家定住促進利活用補助金』と同じです。

※ Uターン者の場合は、当市から転出し3年以上経過した人が対象です。

■ 空き家活用のための家財道具等処分費補助

	売買契約前	売買契約後
○ 対象者	申請可	買主が県外からの転入者である場合に限り申請可
	—	県外からの転入者である場合に限り申請可

- 対象空き家 空き家情報バンクに登録（予定含む。）済みの空き家
- 補助内容 家財道具等の処分費（5万円以上）の1/2を補助（上限10万円）

※ Uターン者の場合は、当市から転出し1年以上経過した人が対象です。

※ 補助を受ける場合は、施工業者との契約前に交付を申請する必要があります。

■ 上越市空き家情報バンク

上越市のホームページなどに空き家情報を掲載し、「売りたい・貸したい」空き家を「買いたい・借りたい」方に紹介します。希望する方は、「無料相談会」にご参加ください。不動産取引に詳しい「新潟県宅地建物取引業協会」または「全日本不動産協会」の会員が相談に応じます。

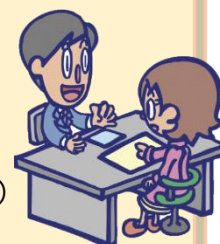
<無料相談会>

と き：毎月第2・第4火曜日、第3金曜日の午後 ※要予約

ところ：第2火曜日：上越市役所 建築住宅課

第3金曜日：全日本不動産協会 上越事務所（栄町2-11-32）

第4火曜日：宅建会館（春日野1-3-19）



裏面もご覧ください